

1月から3月までの3か月間は 「若者向け悪質商法被害防止 共同キャンペーン」です。

悪質商法による若者の被害が後を絶たないことから、1月から3月を共同キャンペーン期間と定め、関東甲信越地区の都県、政令指定都市、国民生活センター及び県内の関係機関が共同して啓発活動を実施しています。

消費者契約トラブルは、ますます複雑化、多様化しており、特に若者は社会経験が少ないため、契約の正しい知識を持たずに契約してしまう場合が多くみられます。悪質業者はこれらの状況を悪用し、契約の未成年者契約取消しができなくなる成人して間もない若者をねらっていますのでご注意ください。

【事例】スマートフォンで無料のアダルトサイトに入り、18歳以上をタップしたら、登録完了になり料金を請求された。サイト業者へ電話をすると、コンビニでプリペイドカードを購入し番号を写真でメールするようと言われた。高額なので払えないがど

うしたらよいか。

※無料のアダルトサイトに入ったのだから払う必要はありません。何もしないで様子を見ましよう。

○事例アドバイス

プリペイドカードの価値を不正に取得しようとする【プリカ詐欺】が増えています。アダルトサイトや有料サイトなどの料金を不当に請求され、プリペイドカードで払うよう指示されます。コンビニなどの店舗やネット上でプリペイドカードを購入し、カードに記載されている番号など（複数桁の数字や文字）を知らせてしまうと、相手に購入額が渡ってしまいます。一旦相手に渡ってしまうと、返金は非常に困難です。プリペイドカードの特性が詐欺業者に悪用されています。他人から言われてプリペイドカードを購入したり、カードの番号などを知らせたりしないようにしましょう。

○若者層からの相談で多いのが

インターネット関連です。アダルトサイト、オンラインゲーム、ネットオークション、スクラサイト、サイドビジネス商法などのトラブルがあります。

心配な時は、消費生活相談窓口や消費者ホットラインへご相談ください。



○お問い合わせ

- ・消費者相談窓口
- 産業課 地域産業G
- ☎(84)2582 (直通)
- ・消費者ホットライン
- ☎188

平成28年度版五霞町ごみ収集カレンダーの発行について

平成28年度版五霞町ごみ収集カレンダーは、3月中旬までに配布する予定です。

町公式ホームページでも掲載しますので、ご利用ください。

なお、平成27年度版五霞町ごみ収集カレンダーは、平成28年3月31日までご利用いただき、使用後は紙類として毎月第2火曜日に新聞紙と一緒にごみ集積所へ出してください。

ごみの分別や五霞町ごみ収集カレンダーの見方等について、ご不明な点がありましたら生活環境Gまでお問い合わせください。

○お問い合わせ

- 生活安全課 生活環境G
- ☎(84)3618 (直通)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		



カレンダー（表紙から14ページまで）と分別方法等（15ページから20ページまで）を切り取り線から切り離して保存できるようにしています。

カレンダーと分別方法を切り離してご使用いただくことで、分別方法等がより参照しやすくなります。

また、カレンダー20ページには、ごみの品目別分別表を掲載しています。ぜひ、ご活用ください。